

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 23 年 5 月から平成 24 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 23 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,320 円	36,680 円	46,100 円	55,520 円	64,940 円
住居関係費	40,430	42,980	39,500	36,010	32,530
被服・履物費	3,690	5,100	6,570	8,050	9,520
雑費 I	20,430	36,520	47,740	58,960	70,160
雑費 II	11,270	32,270	35,000	37,730	40,460
合 計	102,140	153,550	174,910	196,270	217,610

その2 全 国

【平成24年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,280 円	36,630 円	46,030 円	55,440 円	64,850 円
住居関係費	46,400	49,330	45,330	41,330	37,340
被服・履物費	4,420	6,110	7,880	9,650	11,420
雑費 I	29,760	53,210	69,550	85,890	102,220
雑費 II	10,680	30,570	33,160	35,740	38,330
合 計	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.501	0.629	0.758	0.886
住居関係費	0.948	0.871	0.794	0.717
被服・履物費	0.407	0.525	0.643	0.761
雑費 I	0.363	0.474	0.585	0.697
雑費 II	0.434	0.471	0.507	0.544